

新たに取り引される業者の皆様へ

必ずご確認ください

本学における取引方針

本学は、研究費の不正使用に厳格に対応し、不正使用が起きない、起こさない環境づくりに取り組んでいます。その一環として、本学と取引を行う業者の皆様には、研究費の不正使用に関与しないこと等について誓約していただくこととしております。

また、本学は、暴力団、暴力団関係企業もしくは特殊知能暴力集団等に該当する企業等、役員もしくは従業員(当該企業の業務に従事する者を含む)が暴力団員、準構成員もしくはその他これらに準じる者で構成されている企業等、又はこれらの者と密接な関わりを有している企業等とはお取引できませんので、ご留意願います。

登録手続きと支払期限

- 「取引に係る確認書及び振込依頼書」を作成し、取引予定部局の契約担当係へ提出してください。(前述の取引方針に係る事項について確認し、誓約していただく箇所があります。)
- 支払いは、上記書類に記入された口座に、原則として取引完了確認後、当該月の翌々月末までに振り込みます。
- 住所・社名・振込先情報等に変更が生じた場合は、速やかに変更届を提出してください。

発注について

- 研究者の発注限度額は、「1日1業者様あたり50万円未満」となっております。(50万円以上の調達は、事務部門から発注します。)
- 1件の取引として発注すべきものを意図的に分割して発注することは認めておりません。
- 研究者が発注した購入物品は、原則として各部局の「事務部門」で「納品事実の確認」を受けていただく必要があります。

その他

- 契約金額が500万円以上になると見込まれる調達は、原則として、契約後にその契約内容を公表しています。
- 本学は法律に基づき、環境への負荷の少ない物品等の調達に努めています。本学への納入物品等は、環境に配慮したものを優先的に納入いただくようご協力をお願いします。

契約関係規程、調達情報等を大阪大学ウェブページに掲載していますので、ご覧ください。



<https://www.osaka-u.ac.jp/ja/guide/information/joho/cyoutatu>

[ホーム](#) > [企業研究者の方へ](#) > [調達関連情報](#)



大阪大学
OSAKA UNIVERSITY

取引される業者の皆様へ

STOP!

研究費不正

本学の運営に係る公的研究費は、その原資の大部分が国民の税金で成り立っており、公的研究費を不正に使用することは、大学に対する国民の信頼と期待を大きく損なうものであり、ひいては我が国の学術研究の基盤さえも揺るがしかねません。公的研究費の不正使用に関与することのないよう、ご協力をお願いします。

犯罪

その行為、即退場!!

公的研究費の不正使用

公的研究費の不正使用は、たとえ、その使途が私的流用ではなかったとしても不正使用に該当します。

【主な不正使用事例】

- 預け金(架空取引):
架空の契約により研究費を取引業者に支払い、管理させる行為
- 品名替:
事実と異なる品名に書き換えた納品書等により、研究費を取引業者に支払う行為
- 預け金(割高操作):
適正な契約価格よりも割高な価格で契約し、その差額を取引業者に管理させる行為
- 預け金(納品物品の持ち帰り):
取引業者に納品物品を持ち帰らせ、その代金を管理させる行為

不正使用に対する処分等

【取引停止】

本学との契約において、架空取引、納品の事実を偽るなどの不正行為を行ったときは、その不正行為の内容等に応じて一定期間(3か月以上24か月以内)取引を停止します。また、特に悪質な不正行為と認められるときは、24か月を超える期間の取引が停止されます。

【法的措置】

不正行為に対しては刑事告訴(詐欺罪、文書偽造罪、など)、民事訴訟を行うなどの法的措置を検討します。

公的研究費の不正使用に係る通報窓口

本学教職員から架空取引や虚偽の書類の作成等、不正と思われる取引の要請等があった場合は、「部局事務部」または「監査室」にご相談をお願いします。

[TEL] 06-6879-4071 [FAX] 06-6879-4074
[E-mail] kansatsuuhou@ml.office.osaka-u.ac.jp
[URL] <http://www.osaka-u.ac.jp/ja/research/fuseiboushi/tuho>

[発行] 国立大学法人大阪大学 不正使用防止計画推進室
[TEL] 06-6879-4767 [FAX] 06-6879-4074